

令和4年 第6回 坂戸市 農業委員会 会議録

1. 開催日時 令和4年6月27日 午後2時04分から午後3時08分
2. 開催場所 301・302会議室
3. 招集者氏名 農業委員会会長 石川 猛
4. 議長名 農業委員会会長 石川 猛
5. 農業委員出席者 11名

内				訳			
議席	氏名	出欠	備考	議席	氏名	出欠	備考
1	中里 和子	出		7	齊藤 貴作	出	
2	高橋 光行	出		8	小島 保	出	
3	黒川 英巳	出		9	松永 貴夫	出	
4	石川 猛	出		10	岡野 和紀	出	
5	新井 雅之	出		11	林 真由美	出	
6	福島 茂雄	出					

6. 最適化推進委員出席者 8名

内				訳			
議席	氏名	出欠	備考	議席	氏名	出欠	備考
12	栗原 一雄	出		16	根本 武男	出	
13	武藤 恭久	出		17	栗原 昇	出	
14	澤田 一成	出		18	野口 郁夫	出	
15	浅海 五月	出		19	鹿ノ戸 健次	出	

7. 議事参与者

職	氏名	職	氏名

8. 事務局

職	氏名	職	氏名
事務局長	大澤 淳一	主任	藤野 泰弘
課長補佐	田疇 佳秀	主任	紫藤 花織

9. 開会

会長 石川 猛 は議長席に着き、出席農業委員が定足数に達していることを確認したため、令和4年第6回坂戸市農業委員会総会の開会を宣言した。

10. 議事録署名委員選任の件

議長は、本件について、議長の指名により推薦したい旨を諮ったところ、全員の賛同を得たため、次の者を指名選任した。

委員 岡野 和紀 委員 林 真由美

11. 議決事項及び議事の要領

議案第25号 農地法第5条の規定による許可申請について

議長 議案第25号 農地法第5条の規定による許可申請について、1番から4番の案件について、事務局より説明してください。

事務局 【議案書を朗読し、案内図により申請地の説明】

1番案件の所在地は、中小坂の前窪です。地目は畑で、地積は460㎡です。譲受人及び譲渡人は議案書に記載のとおりです。申請事由は自己用住宅で、契約の内容は所有権移転です。

この案件については、先月の委員会で審議された計画変更の案件で、県から計画変更の許可となったので、第5条の申請がなされたものです。

内容については、先月の委員会で説明したとおりですので、説明は省略させていただきます。

2番案件の所在地は浅羽の宿表です。地目は畑で、地積は938㎡です。譲受人及び譲渡人は議案書に記載のとおりです。申請事由は資材置場で、契約の内容は賃借権設定です。

現地調査の結果、草が刈られて、そのまま置かれている状態でしたが、転用に際し是正されることから、事務局では問題ないと考えます。

農地転用許可基準の立地基準については、10ha未満の集団的に存在する農地内に位置していることから第2種農地に該当すると考えられます。

また、一般基準を満たしており、申請地の転用の妨げとなる権利を有するものではなく、雨水排水については砂利敷による地下浸透となっており、周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれはないと考えられます。

以上のことから、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可基準に適合していると考えます。

3番案件の所在地は、上吉田の田端、ほか1筆です。地目は畑で、地積は計406㎡です。譲受人及び譲渡人は議案書に記載のとおりです。申請事由は自己用住宅で、契約の内容は所有権移転です。

現地調査の結果、申請地は草が伸びているなどしている状態でしたが、転用に際し是正されることから、事務局では問題ないと考えます。

農地転用許可基準の立地基準については、10ha未満の集団的に存在する農地内に位置していることから第2種農地に該当すると考えられます。

また、一般基準を満たしており、申請地の転用の妨げとなる権利を有するものではなく、住宅からの排水については、合併浄化槽を経て側溝への放流となっており、周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれはないと考えられます。

以上のことから、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可基準に適合していると考えます。

4番案件の所在地は片柳の知中町です。地目は田で、地積は305㎡です。譲受人及び譲渡人は議案書に記載のとおりです。申請事由は駐車場で、契約の内容は所有権移転です。

現地調査の結果、申請地は農地として適正に管理されていました。

農地転用許可基準の立地基準については、10ha未満の集団的に存在する農地内に位置していることから第2種農地に該当すると考えられます。

また、一般基準を満たしており、申請地の転用の妨げとなる権利を有するもの

はなく、雨水排水については砂利敷による地下浸透となっており、周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれはないと考えられます。

以上のことから、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可基準に適合していると考えます。

議長 担当地区より説明をお願いします。
1番 三芳野地区 中里委員 2番 坂戸地区 鹿ノ戸委員
3番、4番 坂戸地区 松永委員
(申請地の写真をスクリーンに映して説明)

委員 1番案件は、5月に農地法第5条の計画後の変更で審議し、許可された案件の申請になります。小委員会では転用はやむを得ないとの意見でありましたので、ご審議をよろしくお願いします。

委員 2番案件は、市街化区域にひとつの筆を挟んで隣接しています。また、対象地の周囲をブロック等で囲い、雨水等が流失しないようにするとのことで、周辺農地の営農に支障が生ずることはないと考えられますので、小委員会では転用はやむを得ないとの意見でありましたので、ご審議をよろしくお願いします。

委員 3番案件の周辺は住宅化されており、小委員会では転用はやむを得ないとの意見でありましたので、ご審議をよろしくお願いします。

委員 4番案件の周辺は住宅化され、日当たりも悪くなり、耕作に適さなくなっています。また、譲受人は、駐車場として、周辺に迷惑が掛からないように努力するとのことであり、小委員会では転用はやむを得ないとの意見でありましたので、ご審議をよろしくお願いします。

議長 1番から4番までの説明が終わりました。ご質疑等はございますか。

議長 続けます。次に、5番から8番の案件について、事務局より説明してください。

事務局 【議案書を朗読し、案内図により申請地の説明】

5番案件の所在地は、新堀の金井、ほか2筆です。地目は畑で、地積は計301.96㎡です。譲受人及び譲渡人は議案書に記載のとおりです。申請事由は自己用住宅で、契約の内容は所有権移転です。

現地調査の結果、申請地は、木が植えられていますが、果樹であり、農地として適正に管理されていました。

農地転用許可基準の立地基準は、隣接する市道に給水管及び下水管が埋設され、接続が可能であり、また、500m以内に教育施設及び医療施設が2か所以上あることから第3種農地に該当すると考えられます。

また、一般基準を満たしており、申請地の転用の妨げとなる権利を有するものではなく、住宅からの排水については、下水道本管への放流となっており、周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれはないと考えられます。

以上のことから、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可基準に適合していると考えます。

6番案件の所在地は新堀の金井、ほか2筆です。地目は畑で、地積は計345㎡です。譲受人及び譲渡人は議案書に記載のとおりです。申請事由は自己用住宅で、契約の内容は所有権移転です。

現地調査の結果、申請地は農地として適正に管理されていました。

農地転用許可基準の立地基準は、10ha未満の集団的に存在する農地内に位置していることから第2種農地に該当すると考えられます。

また、一般基準を満たしており、申請地の転用の妨げとなる権利を有するものはなく、住宅からの排水については、下水道本管への放流となっており、周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれはないと考えられます。

以上のことから、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可基準に適合していると考えます。

7番案件の所在地は、新堀の金井、ほか2筆です。地目は畑で、地積は計401.1㎡です。

譲受人及び譲渡人は議案書に記載のとおりです。申請事由は自己用住宅で、契約の内容は所有権移転です。

現地調査の結果、申請地は農地として適正に管理されていました。

農地転用許可基準の立地基準は、10ha未満の集団的に存在する農地内に位置していることから第2種農地に該当すると考えられます。

また、一般基準を満たしており、申請地の転用の妨げとなる権利を有するものはなく、住宅からの排水については、下水道本管への放流となっており、周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれはないと考えられます。

以上のことから、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可基準に適合していると考えます。

8番案件の所在地は、善能寺の岡山です。地目は畑で、地積は360㎡です。

譲受人及び譲渡人は議案書に記載のとおりです。申請事由は自己用住宅で、契約の内容は所有権移転です。

現地調査の結果、申請地は農地として適正に管理されていました。

農地転用許可基準の立地基準は、10ha未満の集団的に存在する農地内に位置していることから第2種農地に該当すると考えられます。

また、一般基準を満たしており、申請地の転用の妨げとなる権利を有するものはなく、住宅からの排水については、合併浄化槽を経て側溝への放流となっており、周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれはないと考えられます。

以上のことから、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可基準に適合していると考えます。

議長 担当地区より説明をお願いします。
5番から8番 入西地区 齊藤委員
(申請地の写真をスクリーンに映して説明)

委員 5番から7番案件は、同一箇所、同一譲渡人でありますので、一括して説明します。

申請地は、譲渡人とその高齢の義母との共有名義となっています。夫を亡くし、耕作してきましたが、手に負えなくなるとともに、その子どもたちも遠方において、就農に関心がないことから、譲渡することとなったとのこと。団地に隣接する土地であり、近隣の農地への影響もないことから小委員会では転用はやむを得ないとの意見でありましたので、ご審議をよろしくお願いします。

8番案件の譲渡人は、自己消費用の野菜を栽培するなどしています。申請地は、県道に面しており、周辺の農地への影響もないことから小委員会では転用はやむを得ないとの意見でありましたので、ご審議をよろしくお願いします。

議長 ご質疑等がございますか。

ないようですので、採決を行います。

農地法第5条の規定による許可申請については、許可相当と決定したいと思いますが、賛成の農業委員は挙手をお願いします。

議長 全員一致と認めます。よって、議案第25号は許可相当と決定します。

議案第26号 農用地利用集積計画（案）について

議長 議案第26号 農用地利用集積計画（案）について審議します。
事務局より説明をお願いします。

事務局 【農用地利用権設定申出状況により説明】

6月分の農用地利用権設定申出は、新規の一般分が1件、2筆で、面積は1,913㎡です。

令和4年7月1日設定後の利用集積面積は、合計3,054,437.94㎡となります。

各申出状況は、別紙のとおりであり、いずれの申出とも借受人の経営面積、従事日数等は農業経営基盤促進法第18条第3項の要件を満たしていると考えます。

議長 ご質疑等がございますか。

ないようですので、採決を行います。

農用地利用集積計画（案）については、原案のとおり決定したいと思いますが、賛成の農業委員は挙手をお願いします。

議長 全員一致と認めます。よって、議案第26号は、原案のとおり決定します。

議案第27号 令和4年度最適化活動の成果目標及び活動目標の設定（案）について

議長 議案第27号 令和4年度最適化活動の成果目標及び活動目標の設定（案）について議題といたします。

事務局より説明してください。

事務局 5月の農業委員会で審議した令和4年度最適化活動の成果目標及び活動目標の設定（案）について、その内容を公表するにあたり、埼玉県農業会議から一部補正が必要であるとの話があり、その部分について修正しようとするものです。

（修正箇所について添付資料により説明）

議長 事務局の説明が終わりました。ご質疑等がございますか。

ないようですので、採決を行います。

令和4年度最適化活動の成果目標及び活動目標の設定（案）については、原案のとおり決定したいと思いますが、賛成の農業委員は挙手をお願いします。

議 長 全員一致と認めます。よって、議案第27号は、原案のとおり決定します。

報告第7号 専決処分の報告について

議 長 報告第7号 専決処分の報告について事務局より説明してください。

事務局 今月の専決処分は、農地法第3条の3の届出2件、第4条の農地転用届出1件、第5条の農地転用届出4件です。内容は、記載のとおりで、申請内容及び添付書類とも適正であったため、事務局長専決により届出を受理しました。

議 長 ご質疑等ございますか。
(質問・意見なし)

12. 閉 会

会長 石川 猛は、議事がすべて終了したため、令和4年第6回坂戸市農業委員会総会の閉会を宣言した。

上記会議の顛末に相違ないことを証するため署名する。

令和4年6月27日

坂戸市農業委員会

会 長

署名委員

署名委員